

投資信託「特定口座」の取扱開始について

株式会社東北銀行（取締役頭取 浅沼 新）では、投資信託取引の納税手続面におけるお客さまの利便性向上をはかることを目的として、平成20年11月4日（火）より投資信託「特定口座」の取扱を開始しますのでお知らせいたします。

当行では今後も、地域のお客さまのさまざまなご相談に応じ、ニーズにあった商品・サービスをご提供していきたいと考えております。

内容は、下記のとおりです。

記

1. 投資信託「特定口座」の特徴

(1) 特定口座とは、東北銀行がお客さまに代わって株式投資信託の換金時の譲渡損益等を計算し、「特定口座年間取引報告書」をお客さまに送付します。特定口座をご利用いただくと、確定申告が不要または簡易になります。

(2) 特定口座には、当行が税金を源泉徴収する「源泉徴収あり特定口座」と、お客さまが税金を納付する「源泉徴収なし特定口座」の2種類があり、お客さまがどちらかを選択いただけます。

(3) 「源泉徴収あり特定口座」を選択された場合は、当行がお客さまに代わって納税手続きまでを行い、「源泉徴収なし特定口座」を選択されたお客さまは、当行が作成する「特定口座年間取引報告書」を確定申告書に添付し、確定申告していただけます。

2. 利用開始日

平成20年11月4日（火）

3. ご利用いただける方

個人のお客さま

4. 対象商品

当行で購入された株式投資信託

（当行で取扱しているすべての投資信託が対象となります。）



〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>

5. 取扱支店

東京支店を除く全店

6. お申込時に必要な書類

- (1) 特定口座申込書（申込書は支店の窓口でございます。）
- (2) 投資信託お取引印鑑
- (3) 本人確認書類（運転免許証、各種健康保険証等）

以上